

自然災害に遭われた受験生の皆さまへ 2026年度入学試験 特別措置について

本学受験者・入学者への取り扱いについて

学校法人香川栄養学園(女子栄養大学大学院、女子栄養大学、女子栄養大学短期大学部)は、自然災害によって被害を受けた2026年度入学者選抜の本学受験者、入学予定者に対して、罹災証明書(公的機関発行の証明)と本学指定の罹災届の提出をもって以下の特別支援措置を実施いたします。

1. 特別支援措置の内容

対象者は下記該当地域からの受験生のうち、実際に被害を受けた実家を持つ受験者、入学予定者です。罹災証明書（公的機関発行の証明）と本学（女子栄養大学大学院、女子栄養大学、女子栄養大学短期大学部）指定の罹災届の提出をもって取り扱いを開始します。

【該当地域】

■令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかる災害救助法適用地域

【石川県】金沢市

【鹿児島県】薩摩川内市、曾於市、霧島市、姶良市

【山口県】宇部市

【熊本県】熊本市、八代市、玉名市、上天草市、宇城市、天草市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡長洲町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町

■令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波にかかる災害救助法適用地域

【北海道】函館市、小樽市、室蘭市、釧路市、北見市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、紋別市、根室市、登別市、伊達市、石狩市、北斗市、松前郡松前町、松前郡福島町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、茅部郡鹿部町、茅部郡森町、二世郡八雲町、山越郡長万部町、寿都郡黒松内町、積丹郡積丹町、古平郡古平町、余市郡余市町、増毛郡増毛町、留萌郡小平町、苫前郡苫前町、苫前郡羽幌町、苫前郡初山別村、天塩郡遠別町、天塩郡天塩町、宗谷郡猿払町、枝幸郡浜頓別町、枝幸郡枝幸町、天塩郡豊富町、礼文郡礼文町、利尻郡利尻町、利尻郡利尻富士町、天塩郡幌延町、斜里郡斜里町、斜里郡小清水町、紋別郡湧別町、紋別郡興部町、紋別郡雄武町、虻田郡豊浦町、白老郡白老町、勇払郡厚真町、虻田郡洞爺湖町、勇払郡むかわ町、沙流郡日高町、新冠郡新冠町、浦河郡浦河町、様似郡様似町、幌泉郡えりも町、日高郡新ひだか町、広尾郡大樹町、広尾郡広尾町、中川郡豊頃町、十勝郡浦幌町、釧路郡釧路町、厚岸郡厚岸町、厚岸郡浜中町、白糠郡白糠町、野付郡別海町、標津郡標津町、目梨郡羅臼町

【青森県】八戸市、三沢市、むつ市、東津軽郡外ヶ浜町、上北郡六ヶ所村、上北郡おいらせ町、下北郡風間浦村、下北郡佐井村、三戸郡階上町

【岩手県】宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町

【宮城県】仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理郡亶理町、亶理郡山元町、

宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町

【福島県】いわき市、双葉郡広野町、相馬郡新地町

【静岡県】静岡市、沼津市、伊東市、富士市、磐田市、下田市、伊豆市、賀茂郡東伊豆町

【三重県】鳥羽市、志摩市

■令和 7 年台風第 8 号に伴う災害にかかる災害救助法適用地域

【沖縄県】島尻郡南大東村、島尻郡北大東村

■トカラ列島近海を震源とする地震にかかる災害救助法適用地域

【鹿児島県】鹿児島郡十島村

■令和 7 年 3 月 23 日に発生した林野火災にかかる災害救助法適用地域

【愛媛県】今治市、西条市

■令和 7 年岩手県大船渡市における大規模火災にかかる災害救助法適用地域

【岩手県】大船渡市

■令和 7 年 2 月 17 日からの日本海側を中心とした大雪による災害救助法適用地域

【新潟県】南魚沼市

【青森県】青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡鰺ヶ沢町、中津軽郡西目屋村、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町

■流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故にかかる災害救助法適用地域

【埼玉県】八潮市

■令和 7 年 2 月 4 日からの大雪にかかる災害救助法適用地域

【福島県】会津若松市、喜多方市、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、郡山市

【新潟県】長岡市、東蒲原郡阿賀町、十日町市、魚沼市、上越市、中魚沼郡津南町、妙高市

■令和 6 年 12 月 28 日からの大雪にかかる災害救助法適用地域

【青森県】青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、平川市、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町

■令和 6 年 11 月 8 日からの大雨にかかる災害救助法の適用について

【鹿児島県】大島郡与論町

■低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかる災害救助法適用地域

【石川県】七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

■令和 6 年台風第 10 号に伴う災害救助法第 2 条第 2 項による災害救助法適用地域

【鹿児島県】鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、鹿児島郡三島村、鹿児島郡十島村、薩摩郡さつま町、出水郡長島町、姶良郡湧水町、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、肝属郡錦江町、肝属郡南大隅町、肝属郡肝付町、熊毛郡中種子町、熊毛郡南種子町、熊毛郡屋久島町、大島郡大和村、大島郡宇検村、大島郡瀬戸内町、大島郡龍郷町、大島郡喜界町、大島郡徳之島町、大島郡天城町、大島郡伊仙町、大島郡和泊町、大島郡知名町、大島郡与論町

【宮崎県】宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、北諸県郡三股町、西諸県郡高原町、東諸県郡国富町、東諸県郡綾町、児湯郡高鍋町、児湯郡新富町、児湯郡川南町、児湯郡都農町、東臼杵郡門川町、東臼杵郡諸塚村、東臼杵郡椎葉村、東臼杵郡美郷町、西臼杵郡高千穂町、西臼杵郡日之影町、西臼杵郡五ヶ瀬町

【大分県】大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、東国東郡姫島村、速見郡日出町、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町

【福岡県】久留米市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、みやま市、糸島市、糟屋郡志免町、糟屋郡新宮町、糟屋郡粕屋町、遠賀郡芦屋町、遠賀郡水巻町、遠賀郡岡垣町、遠賀郡遠賀町、嘉穂郡桂川町、三井郡大刀洗町、三潞郡大木町、八女郡広川町、京都郡苅田町、京都郡みやこ町、築上郡吉富町、築上郡上毛町

【静岡県】静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、賀茂郡東伊豆町、賀茂郡河津町、賀茂郡南伊豆町、賀茂郡松崎町、賀茂郡西伊豆町、田方郡函南町、駿東郡清水町、駿東郡長泉町、駿東郡小山町、榛原郡吉田町、榛原郡川根本町、周智郡森町

【愛知県】豊橋市、岡崎市、豊川市、津島市、豊田市、犬山市、小牧市、新城市、高浜市、田原市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町、海部郡蟹江町、海部郡飛島村、知多郡東浦町、額田郡幸田町、北設楽郡設楽町、北設楽郡東栄町、北設楽郡豊根村

■令和 6 年台風第 10 号に伴う災害にかかる災害救助法適用地域

【愛知県】蒲郡市

【鹿児島県】熊毛郡屋久島町、大島郡龍郷町

【宮崎県】宮崎市

【福岡県】 福津市

【静岡県】 静岡市、焼津市、磐田市、浜松市、熱海市

【神奈川県】 平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、中郡大磯町、中郡二宮町、足柄上郡中井町、足柄上郡大井町、足柄下郡湯河原町

【岐阜県】 大垣市、揖斐郡池田町

（１）内容

- １．該当地域からの出願者には、罹災証明書の提出により入学検定料を免除します。
- ２．該当地域からの入学予定者には、罹災状況により、初年度の学費(入学金、授業料、実験実習研究費、施設費)を下表に則り免除します。ただし、被災世帯の入学予定者(生計を伴にする保護者あるいは家)とします。*** 諸経費・学用品費は対象外です。**

（２）罹災状況による措置範囲

	保護者宅被災の場合	保護者被災の場合	免除額
１種	全壊・全焼	死亡（行方不明者を含む）	学費等の全額相当
２種	半壊・半焼（状況により判断）	負傷（受傷程度により判断）	学費等の約半額相当
３種	一部損壊、損傷(状況により判断)	負傷（受傷程度により判断）	入学金免除相当
その他	本人または家計支持者の居住地が原発事故等の警戒区域又は計画的避難区域に指定されている		具体的状況による

２．手続等（**出願登録前に入試広報課までご連絡ください**）

■入学検定料の免除→ 出願時に申請（入学検定料納入後の返還はいたしませんのでご注意ください）

【必要書類】

- ①罹災証明書（原本）* 原本が提出できない場合はコピーでも可。
 - ②罹災届（本学所定）
 - ①・②を出願書類に同封し、提出してください。入学検定料は納入しないでください。
- 申請期間は該当入試区分の願書受付期間とします。

■「初年度学費の減免」→ 入学手続時に申請

【必要書類】

- ①罹災証明書（原本）* 原本が提出できない場合はコピーでも可。
入学検定料免除申請時に提出している場合は不要。
- ②罹災届（本学所定）
- ③保護者の収入に関する証明書のコピー
申請時直近の「源泉徴収票」もしくは「確定申告書（公的機関の受付印があるもの）」
- ④罹災状況がわかる証明書
 - １種・その他…その旨の記載のある公的証明書（原本）
 - ２・３種…修繕費用の領収書のコピー

上記①～④を入学手続書類に同封して提出してください。申請可能期間は、入学手続期限と同様です。
提出いただいた書類を照合し、支援措置決定後に「特別支援措置決定通知」を送付します。

問い合わせ先

大学、短期大学部……入試広報課 電話：049-282-7331

大学院……大学院教務課 電話：049-284-3867